

【利用者用】

訪問リハビリのご利用までの流れ

訪問リハビリのご利用にあたり、以下のように手続きをしていきます。なお、申し込み時の状況によっては手続きの順番が入れ替わることもあります。

①問い合わせ・相談

- ・当事業所または担当ケアマネジャーにご相談ください。



②かかりつけ医療機関への受診

- ・かかりつけ医の診察を受け、健康状態と訪問リハビリの必要性を確認していただきます。
- ・訪問リハビリの必要性が認められましたら、かかりつけ医に「診療情報提供書」の作成をご依頼ください。



③利用申し込み

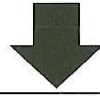
- ・利用にあたり以下の書類を準備していただきます。
＜準備していただく書類＞
 - ✓訪問リハビリ利用申込書
 - ✓かかりつけ医が作成した診療情報提供書
 - ✓入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書
 - ✓退院時サマリー・他の介護保険サービスの計画書等の利用者情報
 - ✓（必要に応じて）介護保険被保険者証・負担割合証のコピー
- ・上記書類を当事業所の担当者に提出していただき、当事業所医師の診察を予約していただきます。



④当事業所医師の診察

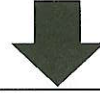
- ・診察によって訪問リハビリの適応を判断させていただきます。
- ・訪問リハビリが適応と判断されると、訪問リハビリの指示が出されます。





⑤事前訪問と契約

- 当事業所スタッフがご自宅へ伺い、心身状態や生活状況、家屋状況の確認をします。また、希望や要望などもお聞きします。
- サービス内容や重要事項を説明し、了承が得られたら契約を交わします。



⑥サービス担当者会議（訪問リハビリ会議）：ケアマネジャー主催

- 担当ケアマネジャーがサービス担当者会議を開催します。通常、「⑤事前訪問・契約」と併せて行います。
- サービス担当者会議は訪問リハビリ会議を兼ねているものとし、訪問リハビリの方針や目標、プログラムなどを説明します。
- 訪問リハビリの日程（初回利用日、曜日、時間帯、回数）を調整します。
- 可能な限り、ご家族や他のサービス事業の方にも参加していただきます。



⑦訪問リハビリの利用開始

- 居宅サービス計画書（ケアプラン）および訪問リハビリ計画書の内容に沿ってサービスを提供します。
- 利用者の状況や要望に応じてサービス内容を適宜見直していきます。

ご利用の際の留意事項

訪問リハビリのご利用にあたり、以下の点にご留意ください。

- ✓「要介護」または「要支援」と認定されている方が対象となります。
- ✓かかりつけ医療機関を受診し、かかりつけ医から訪問リハビリを実施することの同意を得る必要があります。
- ✓退院後に訪問リハビリをご利用になる場合、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を提出していただきます。
- ✓3 か月ごとにかかりつけ医療機関に受診していただきます。かかりつけ医の診察を受けて「診療情報提供書」を作成していただき、当事業所に提出していただきます。
- ✓3 か月ごとに当事業所医師の診察を受けていただきます。

※当事業所医師の診察について

- 医師がご自宅を訪問して診察することが難しい場合、当事業所に出向いていただき診察を受けていただくことになります。
- 当法人通所リハビリをご利用の場合、通所リハビリ利用時に診察を受けていただくことになります。

訪問リハビリのサービス内容

■ サービス提供日・時間

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）、10時～16時
- ・サービス提供時間は40分/回を標準とします。
- ・利用者の状態に合わせて頻度や提供時間を提案させていただきます。

■ サービス内容

- ・リハビリ専門スタッフがご自宅を訪問して、心身の状態や生活状況に応じたリハビリを提供します。
 - ・以下のようなサービスを提供します。
 - ✓ 体力や筋力、身体の柔軟性、バランス等の身体機能訓練
 - ✓ 寝返りや起き上がり、立ち上がり等の起居動作訓練
 - ✓ 屋内および屋外での歩行訓練
 - ✓ 食事や排泄、着替えなどの日常生活動作訓練
 - ✓ 福祉用具の活用方法のアドバイス
 - ✓ 屋外活動や家事動作の確認・訓練
 - ✓ 趣味や社会参加促進のためのアドバイス
 - ✓ 自主訓練や過ごし方、生活リズム等へのアドバイス
 - ✓ ご家族の方への介助方法の指導、住宅改修のアドバイス
 - ✓ 認知症予防や行動障害等に対するアドバイス
- ※要望に応じたサービスを提供しますので、気軽にご相談ください。